科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号: 12613

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2014~2014

課題番号: 26885032

研究課題名(和文)会社による雇用調整を目的としたいじめに対する労働組合の取組みに関する実証研究

研究課題名(英文) A Study of Actives of Labor Unions to Bullying with All Executives for

Restructuring

研究代表者

杉村 めぐる (SUGIMURA, Meguru)

一橋大学・大学院経済学研究科・特任講師(ジュニアフェロー)

研究者番号:50732468

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文): 平成26年度において、雇用調整を目的としたいじめに対する労働組合の取組みに関するヒアリング調査を行った。具体的なヒアリング先は、港合同、名古屋ふれあいユニオン、おおだてユニオン、なかまユニオン、ソニー労働組合仙台支部である。ヒアリングでは、 どのようないじめが行われたか、 いじめに対して労働組合としてどのように取り組んでいるか、 解決に向けた今後の課題の3点を中心に、労働組合執行部およびいじめ被害者を対象に調査した。組合執行部だけでなく、いじめ被害者もヒアリングできたことは、大きな成果であるといえる。具体的な成果物は「雇用形態間格差は『労ー労対立』か」『研究論叢』52(2)である。

研究成果の概要(英文): I Studied about actives of labor unions to bullying with all executives for restructuring. This study method is interview from union members and victims. Main interviewees are Minato-Godo Union, Odate Union, Nakama Union and The Sendai branch of Sony Union. The main points of question is that (1) type of bullying by executives (2) how to approach to the bullying by the labor unions, (3) challenge of the future for a solution.

研究分野: 社会学

キーワード: いじめ 雇用調整 労働組合

1.研究開始当初の背景

退職勧奨を断った労働者に対して会社が主体となって自主退職に追い込むことを目的に行ういじめ・嫌がらせ(以下、会社ぐるみのいじめ)が注目されはじめたのは 2012年に朝日新聞が大手電機メーカーを中心に設置されているという「追い出し部屋」の存在と問題性を報じたことにある。この一連の報道を受けて、会社ぐるみのいじめの存在が明るみになったが、学術的に何が問題で、らいった対応策がとりうるか必ずしもといった。そうした状況を踏まれてこなかった。そうした状況を踏まえて本研究では会社ぐるみのいじめの実態とそれへの対応策に関する実証的研究を行った。

本研究の学術的な特色は、会社が行為主体 である場合のいじめの解決方法を見出そう としている点にある。これまで会社ぐるみの いじめ以外の職場のいじめ・嫌がらせ、パワ ーハラスメントに対する解決方法について の調査、研究はなされてきたが (労働政策研 究・研修機構2012『職場のいじめ・嫌がらせ、 パワーハラスメント対策に関する労使ヒア リング調査』労働政策研究・研修機構)、会 社ぐるみのいじめの解決のあり方について の調査、研究は不十分である。特に客観的な データに基づく研究は皆無なのが現状であ る。したがって、職場のいじめ・嫌がらせ、 パワーハラスメントのなかでもとりわけ解 決が困難な会社ぐるみのいじめに対して労 働組合の取り組みがどれほどの効果がある のかについて検証することは、いじめに対す る明確な法的規定がない我が国においてそ の重要性はますます高まってきている。

2.研究の目的

2012 年以降、退職勧奨を断った労働者に対 して会社が主体となって自主退職に追い込 むことを目的に行ういじめ・嫌がらせ(以下、 会社ぐるみのいじめ)が問題視されてきた。 これまで我が国では強い整理解雇規制と使 用者の広範な裁量権が結びつくことで長期 雇用慣行が形成されてきたが、近年では逆に それらが会社ぐるみのいじめを生じさせる 原因となっている。特に 2012 年末ごろから 「追い出し部屋」と呼ばれる部署への異動を 命じることで従業員を精神的に追い込む手 法が問題とされている。本研究では、こうし た会社ぐるみのいじめの実態と背景を明ら かにし、そのうえでこのいじめに対する取り 組みの現状と課題を浮き彫りにすることで、 この問題への有効な解決策を提示すること を目的とした。

3.研究の方法

本研究では会社ぐるみのいじめを解決で

きる有力なアクターとして労働組合に注目し、労働組合の具体的な取り組み内容についてヒアリング調査を実施した。また同時にいじめ被害者に対するヒアリング調査も行った。具体的なヒアリング先は、港合同、名古屋ふれあいユニオン、おおだてユニオン、カまユニオン、ソニー労働組合仙台支部ないじめが行われたか、(2)いじめに対して当るとしてどのように取り組んでいるか、(3)解決に向けた今後の課題の3点を中心にして調査した。

4. 研究成果

(1)会社ぐるみのいじめの実態

関東、東海、関西、東北地方のコミュニティユニオンおよび企業別労働組合のヒアリング調査により、大企業よりも中小企業において露骨な会社ぐるみのいじめが行われていたことが明らかとなった。具体的には、中小企業においては、 労働組合に加盟したことを契機に技術職の労働者に対して一人だけの部署に配置転換しそこで一日中草むしりをさせる、 日本刀で脅して辞表を書かせる、 合理的な理由なく自宅待機命令を出し給与を4割カットする、などがみられた。

それに対して大企業においては、 仕事を与えない、 パソコン、名刺などの一般の従業員に支給される仕事上のリソースを与えない、 社内公募を見つける業務を出す、といったものにとどまった。

また本研究で調査した大企業においては、いじめ行為が行われる以前に被行為者に対して退職勧奨が行われており、それを拒否した者に対して上記のいじめ行為を行っていた。それに対して中小企業においては、退職勧奨にあたる行為は見られず、いわば気に入らない労働者を解雇という直接的手段を使わずに会社から排除する目的でいじめ行為を行っていた可能性がある。

本研究の調査開始以前の仮説においては、いじめ行為が行われる以前に何らかの退職を勧奨する行為が行われていたと考えていたが、調査によって大企業においては、仮説の結果が見られたが、中小企業においては、仮説に相反する結果が出た。会社ぐるみのいじめは、必ずしも退職勧奨を断ったことを契機として行われるとは限らず、場合によっては、その他のことを契機として行われることがある。特に中小企業においては、退職勧奨との関連が相対的に弱く、いじめの態様としても違法性が高い行為が目立った。

もっとも解決アクターである労働組合側から見れば、違法性の高いいじめ行為は、団体交渉、労働委員会、あるいは裁判等を通じて改善要求等を出しやすく、比較的解決しやすいといえる。

(2)労働組合による会社ぐるみのいじめへの対応策

団体交渉

こうした会社によるいじめに対して労働 組合の主な対応策としては、第一に団体交渉 でいじめ行為の中止と被害者への謝罪の要 求を出すことがあった。団体交渉の成果とし ては、いじめや嫌がらせ以外の意図が客観的 に見出せないような行為については団体交 渉後、中止されることがあったことが挙げられる。特に中小企業における露骨ないじめ・ 嫌がらせにおいては団体交渉によって行為 が止まるケースが相当数確認された。

もっとも、団体交渉に会社社長などの人事 権やそれを背景として社内で強い権力をもった、いじめ行為者が参加しない場合は、交 渉が難航する場合が多かった。特に弁護士や 社労士などの社外の者が会社側代理人とし て団体交渉に参加した場合、会社側は強硬な 姿勢を崩さないケースがたびたび見られた。 その意味で、労働組合側にとって、有利な交 渉を行うためには、社内で権力をもった人物 を交渉のテーブルにつかせることが重要で ある。

他方で、いじめの意図性が明確でなく業務の範囲か否かが判然としないような行為については、団体交渉は不調となるケースが多く、また団体交渉後もいじめ行為が続くことが多かった。このようなケースはもっぱら大企業においてみられた。

なお、謝罪の要求については、企業規模問 わず要求が通るケースはほとんど見られな かった。

労働委員会

労働組合の第二の対応策としては、労働委員会への救済申立があった。この救済申立は、もっぱら労働組合員であることを理由とする不利益取り扱いに対して行われた。組合に対して行われた。組合に対しめ行為を不当労働行為として認めて救済命令を出すことがあることが確認された。それはたとしても、組合加盟後にもいじめが開始されていたとしても、組合加盟後にもいじめが継続していた場合は、対済命令を発することもあり得た。

会社ぐるみのいじめは、分類上は個別労働 紛争に属するといえるが、被害者が組合に加 盟しており、集団的労使関係が成立している 場合は、労働委員会への救済申立が可能であ る。団体交渉が不調に終わった場合は、労働 委員会か裁判のいずれかに向かうことが多 いが、労働委員会は被害者が職場に残ろうと する意志がある者が利用する場合が多く、裁 判は退職の意思を固めた者が利用する場合 が多いといえる。

ただし留意すべきは、労働委員会への救済

申立を契機にして労使関係は急速に悪化し、会社側の組合嫌悪に拍車がかかるケースがあることである。労働委員会の利用により会社側がさらに組合を嫌悪することで、組合員に対する差別やいじめが質量ともに増加するという悪循環が事例として認められた。

もっとも、そうした悪循環は、会社の行為 が違法なものであれば、何らかの法的、制度 的な手段に則って断ち切ることが本調査の なかで示された。

裁判等

労働組合の第三の対応策としては、裁判や 労働審判といった司法の場で争うことがあった。直接的には被害者が原告になるが、労 働組合が強くバックアップするケースは非 常に多く見られた。もっとも裁判等までいく ものは、比較的深刻ないじめ被害のものが、 く、すでに被害者は退職や休職しており、 に勝訴しても復職の意思のない者が目立の に勝訴したがって、裁判等は、いじめ行為の有 無を立証したり、その立証結果にたって有 賠償を請求するには有効な手段になりうる が、その後の職場環境の改善はあまり期待で きない。

成果のまとめ

本研究の結果、いじめ行為者が会社である 場合、労働組合は被害者側を擁護する有力な アクターであることが確認された。団体交渉 や労働委員会の活用によっていじめ行為が 中止されたことは、それを端的に物語ってい る。だが課題も残されていた。労働組合側は、 問題が解決した後も職場に残って組合員と して活動することを望んでいたのに対して、 被害者側は必ずしもそうしたことを望んで いない場合が多かった。言い換えれば、労働 組合の取り組みの方向性が、いじめを止めさ せて職場環境の改善を図ることにあったの に対して、被害者は受けたいじめに対して何 等かの保証を獲得することにあったといえ る。そうしたことは、労働組合が団体交渉や 労働委員会を通じた解決を望んだのに対し て、被害者は裁判での解決を好む傾向があっ たことからもうかがえる。

今後、労働組合にとって、あるいは被害者にとって、どういった解決方法が望ましいのか具体的なケーススタディを基にしてより 一層の研究を行う必要がある。

(3)本研究で扱えなかった課題

メンタルヘルスの不調を抱えた被害者の ケア

会社ぐるみのいじめによって被害者がメンタルヘルスに不調をきたすことは十分に考えられる。しかし、今回の調査ではメンタルヘルスの不調を抱えながら会社と闘う姿勢を見せたものは見いだせなかった。今後、メンタルヘルスの不調を抱えた被害者の対

応策の事例を調査することで、メンタルヘルスの不調を抱えた被害者に対してどのような対応策を講じるべきかさらに立ち入った考察が必要となる。

その他の解決アクターとの比較検討

本研究は会社ぐるみのいじめに対する被害者側の解決アクターとして労働組合を取り上げて分析した。今後は労働組合にとどまらず、弁護士やあっせんにおける紛争調整官といった解決アクターを調査対象に含めることで、それぞれの解決アクターの優位性等の比較検討を行っていきたい。またそのためには、法学研究者の研究協力を仰げるよう調整していきたい。

量的な把握に基づく対応策

本研究は、会社ぐるみのいじめの実態と解決に関して主にヒアリング調査に基づいて質的把握を行った。しかし当然ながら、質的把握だけでは、学問としての一般性、普遍性を十分に担保できない。研究開始前の計画では、労働経済学と行動心理学を専門とする研究者に研究協力を仰ぐ予定だったが、就職やその他の研究プロジェクト等により実現しなかった。

そこで今後は、さらに質的調査を充実させるとともに、アンケート調査等で得たデータを統計的に分析することで量的な把握にも努めていきたい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計1件)

杉村 めぐる 雇用形態間格差は「労 労 対立」か、工学院大学研究論叢、査読無、52巻2号、2015年、19-40

6. 研究組織

(1)研究代表者

杉村 めぐる(SUGIMURA, Meguru)

ー橋大学・大学院経済学研究科・特任講師 (ジュニアフェロー)

研究者番号:50732468